

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年7月2日(金)10時00分～12時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 課長 他9名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年6月9日付けで申請のあった核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書について、資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○令和3年5月7日付け原規規発第 2105073 号の使用変更許可では、水蒸気改質処置試験で発生した固体廃棄物の保管場所を第二保管室内の一定区画に制限している。保安規定において当該許可を反映する内容を説明すること。

○本申請の変更内容と使用施設等における保安規定の審査基準¹との対応について整理して、説明すること。

(3) 原子力機構から、(2)について、準備のうえ説明する旨回答があった。

6. 提出資料

・プルトニウム燃料第二開発室核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第 2105073 号)を受けた保安規定の変更認可申請

・プルトニウム燃料第三開発室核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第 1901162 号、令和3年5月7日付け原規規発第 2105073 号)を受けた保安規定の変更認可申請

・核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る補足説明

¹ 使用施設等における保安規定の審査基準(原規研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))

- ・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定 使用(変更)許可と保安規定の記載整理表
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表【プルトニウム燃料技術開発センター】(使用変更に伴う保安規定の変更)
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表【環境技術開発センター】(使用変更に伴う保安規定の変更)